

# 健康保険証廃止に伴う「資格確認書」送付等に関するアンケート

## 中間集計報告

2024年10月18日  
東京社会保障推進協議会

【実施期間】 2024年9月11日～10月4日

【実施方法】 FAX又はMAIL等によるアンケート用紙の返信

【回収数】 27自治体 回答率43.55%

【調査目的】 現行の国民健康保険の保険証の新規発行が12月2日以降廃止（1年間の経過措置あり）になることで、保険者には「資格確認書」の発行などの対応が求められます。一方で、自治体の担当職員には通常業務の他にマイナンバーカードと保険証の紐づけ点検や「資格確認書」の発行対応に追われ、業務負担も荷重になっていると思われる。

また、自治体によって対応が異なることで、マイナ保険証を所持していない住民が「資格確認書」等の情報を知らずに、現行の保険証の廃止に伴い、「保険証が無い」状態となり、医療機関等に受診できないなどの状態に陥る恐れがあります。

このような現状から、「資格確認書」の対応などを把握することを目的に、都内全ての自治体に『国民健康保険証廃止に伴う「資格確認書」送付等に関するアンケート』調査を実施しました。

1. 厚生労働省は、紐づけ不一致への対応を4月までに実施したとしていますが、貴自治体での国民健康保険加入者の紐づけ不一致の点検状況についてお尋ねします。

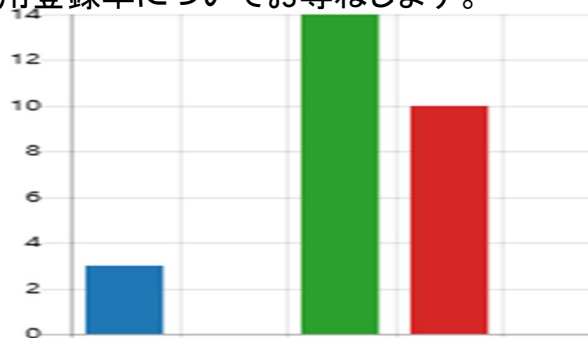
● 点検は終わった（不一致あり）	0	0.00%
● 点検は終わった（不一致なし）	25	92.59%
● 一部点検が残っている	1	3.70%
● 点検できていない	1	3.70%



厚生労働省が指示している紐づけ不一致者の点検については、アンケート回答自治体のほぼすべての自治体で点検が終了しているが、9月時点でも、一部点検が残っている自治体と点検できていない自治体がそれぞれ1自治体ずつあった。

・2. 現在の国民健康保険証の交付は本年12月2日以降廃止になりますが、貴自治体での国民健康保険加入者の「マイナ保険証」の利用登録率についてお尋ねします。

● 30%未満 (およそ %)	3	11.11%
● 30%～39%	0	
● 40%～49%	14	51.85%
● 50%～59%	10	37.04%
● 60%以上	0	



国保加入者の「マイナ保険証の利用登録率」は、アンケート回答自治体の平均では45%となり、厚生労働省が2024年2月の社会保障審議会医療保険部会に示した保険証の利用登録を完了したのはマイナンバーカード保有者の77.9%（全人口比では、56.9%に止まる）を大きく下回っています。

30%未満と回答した自治体も3自治体となっています。

3. 貴自治体で、「マイナ保険証」の利用登録を行っている国民健康保険加入者のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限(カード本体の有効期限切れを含む)の把握状況をお尋ねします。

● 把握している	1	3.70%
● 把握できていない	9	33.33%
● 他部署で把握している	8	29.63%
● わからない	6	22.22%
● その他	3	11.11%
・医療保険者等向け中間サーバー等から情報が連携される見込み	1	
・システム改修で把握できる見込	1	
・未記入	1	



「マイナ保険証」の利用登録者の有効期間や電子証明書の失効機関（有効期間5年）の把握については、「把握している」1自治体、「把握できていない」9自治体、「他部署で把握している」8自治体、「わからない」6自治体と、自治体によって差が出る結果となりました。

最近のマイナンバーカード取得者の更新はまだ先ですが、すでに更新時期を迎えたマイナンバーカード取得者もいます。現行の保険証を利用できる2025年12月以降の経過措置期間（1年）後のマイナンバーカード未更新者は、医療機関の受診時に、「保険証が利用できない」という事態が起こり得ます。保険証の資格確認ができないために、医療費を一旦全額負担（10割負担）せざるを得ない状況になる可能性があります。医療機関や市区町村の役所の窓口が大混乱になることが予想されます。

4. 「マイナ保険証」の利用登録がない方に「資格確認書」を送付することになっていますが、貴自治体での対応についてお尋ねします。

- すべての国民健康保険加入者に送付する 1 3.70%
- 利用登録者を把握しているので、  
利用登録者以外のすべての方に送付する 22 81.48%
- 原則、申請のあった方のみを送付する 0
- その他の方法で対応 4 14.81%
  - ・システム改修により利用登録者を把握できるようになる見込みのため、利用登録者以外のすべての方に送付する
  - ・国が示す職権交付対象者と資格確認書交付申請者に発行
  - ・利用登録がない方には本人の申請によらず交付する
  - ・未記入



アンケート回答自治体のうち、最も多かったのが、「利用登録者を把握しているの  
で、利用登録者以外のすべての方に送付する」が22自治体、「その他の対応」が4自  
治体あり、回答からもシステムの改修状況や国の方針に基づく発行などとなります。利  
用登録者の把握状況が不明ですが、「利用登録がない方には本人の申請によらず交付す  
る」1自治体となります。

「すべての国民健康保険加入者に送付する」が1自治体となります。

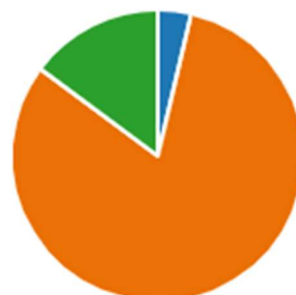
アンケート回答自治体では、利用登録をしていないすべての国保加入者に「資格確認  
書」が送付されることが推測されます。

しかし、他県では「原則、申請のあった方のみを送付する」と回答した自治体もあ  
り、アンケート未回答の自治体の状況が不明なことが危惧されます。マイナ保険証の利  
用登録をしていない住民が、「資格確認書」の申請をしていないために、医療機関への  
受診の際に保険証が無いという状況が起きかねず、受診に支障が生じる可能性が危惧さ  
れます。また、自治体職員にも、新たな通知や呼びかけなど、職員への業務の増加が懸  
念されます。

5. 「資格確認書」の送付に際し、「限度額適用認定証適用区分」と「高齢受給者証負担割合」を組み込むことが保険者に委ねられていますが、貴自治体での対応についてお尋ねします。

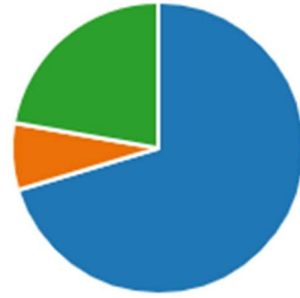
1) 「限度額適用認定証適用区分」についてお尋ねします。

- 資格確認書に組み込む 1 3.70%
- 資格確認書には組み込まない 22 81.48%
- 検討中 4 14.81%



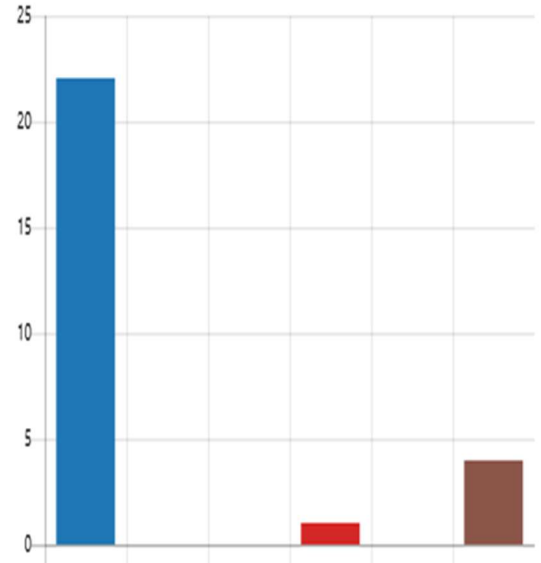
2)「高齢受給者証負担割合」についてお尋ねします。

- 資格確認書に組み込む 20 74.07%
- 資格確認書には組み込まない 2 7.41%
- 検討中 6 22.22%



6. 貴自治体の「資格確認書」等の発行に対応したシステム構築の状況についてお尋ねします。(複数回答可)

- システム構築の検討をしている 22 81.48%
- 他のシステムとの連携の問題で改修が難しい 0
- 国の財政支援がわからないと検討できない 0
- まだ検討していない 1 3.70%
- 内容が複雑すぎて見通しがたたない 0
- その他 4 14.81%
  - ・ 国保中央会の事務処理標準システムにて対応
  - ・ システム改修により対応
  - ・ システム構築中
  - ・ 改修適用中



「資格確認書」発行に対応したシステム構築については、22自治体でシステム構築を検討中との回答でした。「その他」の回答も4自治体ありますが、それぞれ改修を検討中であり、「まだ検討していない」が1自治体となっています。

アンケート回答自治体のほとんどでシステム構築が検討中であり、期限が迫る中、システムの不具合が発生や事務作業の複雑化などの対応に追われることが危惧されます。

7. 貴自治体の国民健康保険証の次期更新日を教えてください

10月1日	18
9月1日	2
8月1日	3
未記入	4

**8. 貴自治体で、令和6(2024)年12月2日以降に迎える国民健康保険証の更新時の「資格確認書」等の発行について、検討していることがあればご記入ください。**

- ・ 現行の保険証の有効期限までに資格確認書を発行する予定
- ・ 保険証の有効期限までにマイナンバーカードの健康保険証利用登録状況に合わせ資格情報のお知らせまたは資格確認書を発送予定
- ・ 国民健康保険証の更新時に、マイナ保険証を所有していない人に資格確認書を一斉送付する予定
- ・ 随時発行や一斉発行（送付）に係る業務フロー等
- ・ 現行の健康保険証の有効期限が原則令和7年9月30日となっているが、70歳以上の高齢受給者証の有効期限が令和7年7月31日に切れてしまうため、その前に資格確認書の一斉送付ができるように検討している
- ・ 「資格確認書」を発行する方なのか、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を発行する方なのかを、どのような方法で判断していくのかを検討している
- ・ 負担割合の確認、時期など ある程度指示をしてもらった方がわかりやすい。

**9. 国民健康保険証廃止に伴う制度改定について、ご意見等ございましたらご記入ください。**

- ・ マイナ保険証の紐づけを行った被保険者の情報連携頻度が月次だと遅すぎるため、日次遅くとも週次では確認したい
- ・ 厚生労働省からの制度改正に伴う情報の提供が遅い
- ・ 後期と異なり国保では被保険者によって様々なパターンが予想され事務作業や周知が全く追いついていない。スムーズに移行できるか非常に不安
- ・ 国民健康保険証の時期更新日については更新終了済み
- ・ マイナ保険証の利用登録率、利用率の向上に向けた周知等に引き続き努力したい
- ・ 受診時に混乱をきたさないよう、広報紙やHPなどで敵宣わかりやすい周知を図っていきたい
- ・ 短期証の人たちの取り扱いについて 説明や周知負担になっている主な事務は、資格の確認、広報周知、説明（議会、住民）等